

1 – (2) 客引き行為等禁止区域の指定について

1 客引き行為等の禁止等に関する条例の制定

「**岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例**」を制定 (R3. 3. 30 公布)

(制定の経過)

- ・数年前より、**岐阜駅北地区**（玉宮町、住田町、名鉄岐阜駅前等）では、
多数の客引き行為等による通行妨害や不快な声掛け等の問題が発生
→ **地域の生活環境が損なわれてきた。**
- ・これに対し、地域の皆様が自主的に対策を開始し、市や警察も参画しながら、
定期的な合同パトロールを実施
→ **しかし、状況は改善しなかった。**
- ・昨年2月、条例の制定を求める**要望書**が**860名の署名**を添えて提出
- ・本市では、地域の生活環境を脅かす状況にあるならば、**条例による規制**もやむを得ないとして、
市民アンケート（9割以上が必要）や**来街者アンケート**（6割以上が必要）による
市民の皆様の意向も確認しながら、
→ **条例制定**に向け、取り組んできた。

2 客引き禁止区域の指定

本条例は、本年4月1日に一部施行、

これに基づき、今般（**本日4月28日**）、**客引き行為等禁止区域を指定**

⇒ 本日記布のチラシ表面を参照

禁止区域は、

客引き行為等が頻繁に行われていること、居酒屋等の立地が多い区域であること等を
総合的に判断し、必要最小限の禁止区域を決定

- ① 客引き行為等が頻繁に行われている区域
- ② 居酒屋等の立地が多い区域
- ③ 通勤客、買い物客、観光客等が多く集まる区域
- ④ 地域団体等が、地域の安心安全を守るための自主的な取組を行っている
- ⑤ 地元団体から条例制定を求める陳情（860名の署名）があった

今後は、**10月1日に条例を全面施行**

⇒ 禁止区域内の公共の場所（道路や公園）で、すべての客引き行為等が禁止

3 市民や飲食店への周知について

本条例は、権利を規制する内容を含むことから、

十分な周知を図る必要

→ **そこで、**

(私も参加し、)

4月30日(金) 14時～

岐阜市、地域の皆様、警察と合同で、

当該区域内にポスターを掲示、店舗へのチラシの配布を行う。

その他、

- ・チラシやポスターの作製・配布
 - ・広報ぎふ、市ホームページへの記事掲載
 - ・案内看板や路面標示などのハード面の整備 等により、
- 区域内をはじめ、市民の皆様に**周知**をして参ります。

また、条例の全面施行となる**10月1日**からは、

- ・**客引き行為等対策指導員**による**巡回指導**を行う。

4 禁止される行為

区域内における具体的な禁止行為は、お手元にお配りしたチラシの裏面に明示



客引き行為	通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるよう誘う行為
勧誘行為	通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為
客待ち・勧誘待ち行為	客引き行為や勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

5 (条例全面施行後(10月1日以降)) 違反行為があった場合には

中止命令に違反したり、立入検査拒否・虚偽報告が行われた場合は、

過料を科し、**氏名等を公表**する。

行為等をさせた店舗等にも過料を科し、店舗名等を公表 (**両罰規定**)

過料を科すまでの流れ



(違反事実を確認したら)

初めに(口頭及び書面による) **指導**をし、それでも違反を続けると**勧告**をします。

それでも違反を続けると(弁明の機会を与え) **命令**します。

その後更に違反を続けると(更に弁明の機会を与え) **過料**を科し、氏名等を公表します。

6 まとめ

市民の皆様には、こうした取り組みへのご理解とご協力をお願いするとともに、

禁止区域において、客引き行為等をしない、させない、利用しない をどうぞよろしくお願ひいたします。

⇒ 今後も、**快適**で、**安全**に**安心**して楽しめるまちづくりを目指し、

10月1日からの、条例の**全面施行**に向け、鋭意、**準備**をすすめて参ります。